

日常生活自立支援事業

こんなことで困っていませんか？

- 福祉のサービスを使いたいが、どうすればいいの？
- 通帳や印鑑をどこにしまったか忘れてしまった
- 公共料金の支払い、お金のやりとりに自信がない



日常生活自立支援事業って何？

自分の判断に不安があり、福祉のサービスの使い方がわからなかったり、預貯金の管理に困っている人を対象に、福祉サービスの利用手続き・生活費の出入れ、公共料金などの支払い手続き、通帳や保険証などの大切な書類の管理をさせていただく事業です。



サービス内容

福祉サービスの利用援助

- 福祉サービスについての情報提供・相談
- 福祉サービスの手続き援助
(申込み手続き同行・代行・代理)
- 福祉サービスの利用料金の支払い代行
- 福祉サービスの苦情を解決するための手続き援助

日常的金銭管理サービス

- 福祉サービスの利用料・医療費の支払いの手続き援助
- 公共料金・社会保険・税金の支払い手続き援助
- 日常の生活費（食費・家賃等）を支払う手続き援助
- 預貯金の出し入れ、預金の解約等の手続き援助

書類等預かりサービス

- 年金証書
- 実印・銀行印
- 証書（保険証書・不動産権利書・契約書等）
- 預貯金通帳

※宝石・書画・骨董品・貴金属等はお預かりできません

利用対象者

判断能力が不十分な方

認知症高齢者

知的障がい者

精神障がい者

であって、日常の生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみで適切に行うことが困難な方。

契約能力のある方

日常生活自立支援事業の内容（契約書及び支援計画書を含む）を理解する能力のある方。

「利用したい」と 意思表示ができる方

※施設や病院に入所、入院している方もご利用
できます。

利用までの流れ

受付

柏原市社会福祉協議会にご相談ください。
ご本人以外の方でもお話をお聞きします。



相談・打ち合わせ

お住まいの場所に何度かお伺いし、
利用に向けてのお話をお聞きします。





審査

大阪後見支援センターにて利用が
適当であるか審査を受けます。（利用判定）



支援計画の作成

審査にて承認をされた方は、困って
いることを一緒に考え支援内容を決めます。





契約

計画が決まれば、利用者と社会福祉協議会で利用契約を結びます。（契約はいつでも解約を申し込むことができます）



サービスの開始

計画書で取り決めたサービスを行います。
また、訪問の時に色々なご相談をお聞きします。

利用料

相談は無料ですが、所得に応じて利用料がかかります。
詳しくは担当者にお問い合わせください。

	年会費	金銭管理サービス 利用料（1回）	貸金庫使用料 （年間使用料）
生活保護	1,000円	0円	1,000円 ※貸金庫利用者のみ
所得税非課税者	3,000円	150円	1,000円 ※貸金庫利用者のみ
前年度の所得税 額140,000円以 下	3,000円	300円	1,000円 ※貸金庫利用者のみ
年度の所得税額 140,001円以上	5,000円	500円	1,000円 ※貸金庫利用者のみ

お問い合わせ

柏原市社会福祉協議会

日常生活自立支援事業

〒582-0018

柏原市大県4丁目15-35

柏原市健康福祉センター「オアシス」

TEL : 072-972-6786

FAX : 072-970-3200

E-mail : nitijou@kashiwara-syakyo.jp

※このサービスを実施するにあたっては、大阪後見支援センター（あいあいねっと）と連携しながらすすめます。

柏原市社会福祉協議会
イメージキャラクター
ほのぼのちゃん

